様式第四十五から様式第六十八までを削る。

（揮発油等の品質の確保等に関する法律測定規則の一部改正）

第十五条　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式	
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式	
三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式	
2　第四十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。	
（フレキシブルディスクにはり付ける書面）	
第五十条　第四十七条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次の各号に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。	
一　提出者の商号、名称又は氏名	
二　提出年月日	
［削る］	
備考　表中の［　］は注記である。	

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十六条　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条から第三十条までを削る。

様式第十七から様式第三十二までを削る。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法）	（情報通信の技術を利用する方法）
第三十九条　法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	**第三十九条**　法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一　［略］	一　［略］
二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
2　［略］	2　［略］
（情報通信の技術を利用する方法）	（情報通信の技術を利用する方法）
第四十四条　法第十七条の十二第六項の経済産業省令で定める方法は、次のとおりとする。	**第四十四条**　法第十七条の十二第六項の経済産業省令で定める方法は、次のとおりとする。
一　［略］	一　［略］
二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
2　［略］	2　［略］
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）
第五十四条の二　［略］	**第五十四条の二**　［略］
2　法第十七条の十九第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録分析機関が定めるものとする。	2　法第十七条の十九第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録分析機関が定めるものとする。
一　［略］	一　［略］
二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
備考　表中の［　］は注記である。	